

**求職者支援訓練の認定分野及び規模について  
(令和8年4・5・6月開講分)**

令和7年12月15日  
石川労働局  
職業安定部訓練課

令和8年4・5・6月に石川県内で開講する求職者支援訓練の分野及び規模（認定上限数）を次のとおりとします。

地域区分 (開講される地域)	令和8年4・5・6月に開講される 求職者支援訓練の認定上限数(単位:人)					
	能登 地域	石川中央 地域	南加賀 地域	県計	うち新規 参入枠	うちe ラーニン グ枠
基礎コース	12	10	15	37	20	
実践コース		124		124	30	0
介護系		30		30		
医療事務系		15		15		
デジタル系		29		29		
その他		50		50		

※1 令和8年4月10日以降6月30日までに開講する訓練コースとなります。

※2 地域区分は次のとおりです。

- (1) 能登地域：輪島市、珠洲市、鳳珠郡、七尾市、羽咋市、鹿島郡、羽咋郡
- (2) 石川中央地域：金沢市、白山市、野々市市、かほく市、河北郡
- (3) 南加賀地域：小松市、能美市、加賀市、能美郡

※3 新規参入枠の申請が優先して認定されます。

※4 基礎コースの認定は能登、石川中央、南加賀の各地域区分で行い、実践コースの認定は県全域で行います。

※5 実践コースの介護系、医療事務系及びデジタル系について余剰定員が生じた場合は、同一認定期間の実践コースの他分野に振替えることがあります。

※6 基礎コースにおいて、各地域区分の認定コースの定員が認定上限数を下回った場合は、他の地域に振替えることがあります。（振替える際は、能登、南加賀、石川中央地域の順とします。）

※7 実績枠に余剰定員が生じた場合は、同一認定単位期間内で、新規枠へ振替えることがあります。

※8 同一コース・同一分野で競合した場合は、原則、同一機関の複数認定は行いません。

※9 申請受付時に定員数の調整を行う場合があります。

※10 同時期に訓練コースが集中する場合など、申請状況によっては、訓練開始時期の変更を提案する場合があります。

※11 令和8年4・5・6月に石川県内で開講する求職者支援訓練については、eラーニング枠での認定はありません。